

料 金 表

《訪問介護・介護予防サービス・総合事業》

平成30年4月1日現在

〔訪問介護〕

☆基本利用料（1回あたり）

訪問介護費

身体介護	20分未満	20分～30分	30分～1時間	1時間以上（30分増す毎に）
	165単位	248単位	394単位	80単位を追加
生活援助	20分～45分	45分以上	—	—
	181単位	223単位	—	—
身体生活	20分以上	45分以上	70分以上	身体介護に引き続き生活援助の場合
	66単位	132単位	198単位	
介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本単位+加算単位の13.7%）				

*前表の料金設定《昼間》の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

☆加算利用料

特定事業所加算Ⅰ	①体制要件②人材要件③重度対応要件のすべてに適合	基本料金に20%加算
----------	--------------------------	------------

*特定事業所（サービスの質の高い事業者）として厚生労働大臣が定める基準に適合し、当該事業所が都道府県知事に届出をした場合の加算

*早朝（午前7時～午前8時）・夜間（午後6時～午後9時）帯は25%増しとなります。

*やむを得ない事情で、かつ、ご利用者様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

☆その他の加算（下記の加算対象となった場合には、上記金額に加えて算定致します。）

加算項目	単位	備考
緊急時訪問介護加算	100	ご利用者様の居宅サービス計画以外の訪問介護をご利用者様又はそのご家族様の要請に基づき緊急に行った場合
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の月に訪問介護を行った（同行した）場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	訪問・通所リハ、リハ実施医療提供施設のリハ専門職・医師から助言を受け、生活機能向上を目的とした計画作成・変更 リハ専門職・医師はリハ等のサービス提供場所又はICT活用した動画等で状態把握した上で助言を定期的に行う
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	訪問・通所リハのリハ専門職、リハ実施医療提供のりは専門職・医師が訪問して行う場合

◎キャンセル料（急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。）

当日午前利用 前日17時までにご連絡をいただいた場合	
当日午後利用 当日8時30分までにご連絡をいただいた場合	無 料
ご利用の3時間前までにご連絡をいただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の3時間前までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の80%

〔介護予防サービス・総合事業〕

訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）

☆基本利用料（1月あたり）
介護予防訪問介護費

基本料金（月額）	I （おおむね週1回） 要支援1・2	II （おおむね週2回） 要支援1・2	III （おおむね週3回～） 要支援2
自己負担額（月額）	1,168円	2,335円	3,704円
多様なサービスと併用の場合（1回）	226単位 （月4回まで）	270単位 （月5～8回まで）	285単位 （月9～12回まで）
主に身体介護を行うサービス	165単位 （月22回まで）		
介護職員処遇改善加算Ⅰ（基本単価＋加算単価に13.7%）			

☆その他の加算（下記の加算対象となった場合には、上記金額に加えて算定致します。）

加算項目	単価（円）	備考
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の月に訪問介護を行った（同行した）場合
生活機能向上連携加算Ⅰ	100	介護予防通所リハ事業所等のリハ専門職等から助言を受けた上で個別のサービス計画作成 リハ専門職等は介護予防リハ等のサービス提供場所又はICT活用した動画等で状態把握した上で助言を行う
生活機能向上連携加算Ⅱ	200	リハビリ実施医療提供のリハ専門職・医師が訪問して行う場合について評価し評価を充実

◎キャンセル料はかかりません。

訪問型サービスA

生活援助のみ（身体に触れない支援）

☆基本利用料（1回あたり）
訪問型サービスA費

料金表	要支援1	要支援2
1回あたり	225円	
利用回数（1日1回のみ）	月に10回まで	月に15回まで
サービス時間	45分以上60分未満	

☆その他の加算（下記の加算対象となった場合には、上記金額に加えて算定致します。）

加算項目	単価（円）	備考
初回加算	200	新規に訪問介護計画を作成しサービス提供責任者が初回若しくは初回の月に訪問介護を行った（同行した）場合

◎キャンセル料はかかりません。

[訪問介護・介護予防サービス・総合事業 共通料金]

◎交通費

通常の事業実施地域（袖ヶ浦市）を越えて行う訪問介護・介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を原則として徴収します。

- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね1 km未満 100円
- ・ サービス提供実施地域を越えてから、片道おおむね1 km以上1 km毎 50円
(上限1,500円)

◎その他

* ご利用者様のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用はご利用者様のご負担となります。

地域区分 6級地 1単位10.42円を総単位数に乗じた物がサービス費利用料になります。

※利用者負担の目安は、サービスにかかる基本的な費用の1割を目安として掲載しています。
詳細は担当者へご確認ください。